

令和8年度 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦基準

社会福祉法人 香川県共同募金会

1 推薦（助成）対象団体

- (1) 社会福祉法人
- (2) 公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人（社会福祉事業を行うもの）
- (3) 社会福祉事業を行っているNPO法人（施設が所在する市町の社会福祉協議会の推薦書が必要）

- ・原則として、同一法人の施設等に対する連続推薦は行わない。
- ・次の施設等については、推薦対象から除外する。
 - ①病院等医療機関
 - ②老人保健施設
 - ③有料老人ホーム等営利を目的とする施設
 - ④市町社会福祉協議会（社協が運営する施設は除く）
 - ⑤前年度又は当年度に共同募金助成を受けた施設の運営法人
- ・対象施設を有する法人は本事業と共同募金助成事業のいずれかを申請できるものとする。（共同募金は上記以外に対象施設の制限あり）

2 推薦（助成）対象事業

- (1) 施設の設置、増改築及び各種修繕工事等

〔 助成後、短期間での助成物件改廃に至った場合は、助成金を返還していただく場合もありますので、申請に関しては今後の計画等を十分確認すること。〕

- (2) 備品等の整備

※ただし、車両を重点助成物件とする。

〔 助成事業に対する社会的認知度を高めるため、一般の方の目に触れやすい車両を重点助成物件とする。 〕

3 助成率

助成対象事業費総額の4分の3以内。助成限度額は設けておりませんが、申請状況等によっては、減額となる場合もございますので、ご了承ください。

4 令和8年度本県助成割当額

704万円

5 助成事業年度

令和8年度（助成金交付決定通知を受けてから令和9年3月31日まで）

※交付決定は令和8年9月頃を予定

6 事業及び推薦（助成）額の調整

助成希望が多い場合又は申請額の総額が割当額を超過し要望に応えられない場合には、事業の優先度及び過去の助成状況等を勘案して推薦（助成）額を調整又は申請の不採択を実施する。